

**独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等
関係者の審議への参画について（申合せ）（案）**

平成27年4月9日

独立行政法人評価制度委員会

令和7年4月15日一部改正

令和8年 月 日一部改正

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）においては、独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等に関する委員の審議・議決への関与・参加について、外観の上からも評価の中立性・公正性をより確保する観点から、以下のとおり申し合わせる。

- 1 委員会の委員（委員・臨時委員・専門委員の別を問わない。以下同じ。）が、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センター並びに日本私立学校振興・共済事業団（助成業務に係るものに限る。）及び国立健康危機管理研究機構（以下「法人等」という。）に係る役員若しくは常勤の職員、法人等の運営を審議する外部委員、法人等の会計監査人（監査補助者、意見審査担当者を含む。以下同じ。）又は法人等の会計監査人が所属する監査法人内部の同一の部門に所属している者（以下「法人等関係者」という。）である場合、当該委員の法人等に関する委員会の審議・議決への関与・参加については、次のとおりとする。
 - （1）当該委員は、当該法人等に関する委員会における審議において、当該法人等に関する意見を述べることを差し控える。ただし、委員長から求めがある場合は、この限りではない。
 - （2）当該委員は、当該法人等に関する委員会における議決に参加しない。
- 2 委員が法人等関係者に新たに該当するに至った場合又は該当しなくなった場合、当該委員はその旨を委員会に報告する。
- 3 以上のほか、法人等との関係上、委員会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれがある事情がある場合は、委員は、委員長に申し出て審議及び議決を回避することができる。
- 4 上記の申合せは、部会についても準用する。この場合において、「委員会」は「部会」と、「委員長」は「部会長」と読み替えるものとする。

独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等関係者の審議への参画について（申合せ）の一部改正（案） 新旧対照表

（赤字・下線部分が改正部分）

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p data-bbox="271 400 1048 485">独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等関係者の審議への参画について（申合せ）</p> <p data-bbox="698 555 1104 742">平成 27 年 4 月 9 日 独立行政法人評価制度委員会 令和 7 年 4 月 15 日一部改正 <u>令和 8 年 月 日一部改正</u></p> <p data-bbox="215 810 1104 1046">独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）においては、独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等に関する委員の審議・議決への関与・参加について、外観の上からも評価の中立性・公正性をより確保する観点から、以下のとおり申し合わせる。</p> <p data-bbox="215 1118 1104 1406"><u>1</u> 委員会の委員（委員・臨時委員・専門委員の別を問わない。以下同じ。）が、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センター並びに日本私立学校振興・共済事業団（助成業務に係るものに限る。）及び国立健康危機管理研究機構（以下「法人等」という。）に係る役員若しくは常勤の職員、法人等の運営を審議する外部委員、法人等の</p> | <p data-bbox="1182 400 1960 485">独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等関係者の審議への参画について（申合せ）</p> <p data-bbox="1610 555 2016 691">平成 27 年 4 月 9 日 独立行政法人評価制度委員会 令和 7 年 4 月 15 日一部改正</p> <p data-bbox="1182 810 1265 842">（同左）</p> <p data-bbox="1126 1118 2016 1406">委員会の委員（委員・臨時委員・専門委員の別を問わない。以下同じ。）が、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センター並びに日本私立学校振興・共済事業団（助成業務に係るものに限る。）及び国立健康危機管理研究機構（以下「法人等」という。）に係る役員若しくは常勤の職員、法人等の運営を審議する外部委員、法人等の会計監査人（監査補</p> |

会計監査人（監査補助者、意見審査担当者を含む。以下同じ。）又は法人等の会計監査人が所属する監査法人内部の同一の部門に所属している者（以下「法人等関係者」という。）である場合、当該委員の法人等に関する委員会の審議・議決への関与・参加については、次のとおりとする。

(1) 当該委員は、当該法人等に関する委員会における審議において、当該法人等に関する意見を述べることを差し控える。ただし、委員長から求めがある場合は、この限りではない。

(2) 当該委員は、当該法人等に関する委員会における議決に参加しない。

(削除)

(削除)

2 委員が法人等関係者に新たに該当するに至った場合 又は該当しなくなった場合、当該委員はその旨を委員会に報告する。

3 以上のほか、法人等との関係上、委員会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれがある

助者、意見審査担当者を含む。以下同じ。）又は法人等の会計監査人が所属する監査法人内部の同一の部門に所属している者（以下「法人等関係者」という。）である場合、当該委員の法人等に関する委員会の審議・議決への関与・参加については、次のとおりとする。

(追加)

(追加)

1 当該委員は、当該法人等に関する委員会における審議において、当該法人等に関する意見を述べることを差し控える。ただし、委員長から求めがある場合は、この限りではない。

2 当該委員は、当該法人等に関する委員会における議決に参加しない。

3 委員が法人等関係者に新たに該当するに至った場合、当該委員はその旨を委員会に報告する。

4 (略)

事情がある場合は、委員は、委員長に申し出て審議及び議決を回避することができる。

4 上記の申合せは、部会についても準用する。この場合において、「委員会」は「部会」と、「委員長」は「部会長」と読み替えるものとする。

5 (略)